

令和 8 年 6 月 8 日 開会

定 例 市 議 会 議 案

草 津 市

提出議案

議第 39 号	専決処分の承認を求めることについて……………	2
議第 40 号	専決処分の承認を求めることについて……………	31
議第 41 号	令和8年度草津市一般会計補正予算（第2号）	
議第 42 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案……………	48
議第 43 号	草津市立地域まちづくりセンター条例の一部を改正する条例案……………	52
議第 44 号	草津市税条例の一部を改正する条例案……………	54
議第 45 号	草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案……………	66
議第 46 号	契約の締結につき議決を求めることについて……………	69

議第39号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年6月8日

草津市長 橋 川 涉

専決処分の承認を求めることについて

本市は、草津市税条例の一部を改正する条例について緊急に執行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決第2号で専決処分したから、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求める。

専第 2 号

草津市税条例の一部を改正する条例の制定について

草津市税条例の一部を改正する条例を早急に制定する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

草津市長 橋 川 涉

草津市税条例の一部を改正する条例

草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分および太字部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1条～第18条の2 《略》 （納税証明事項）</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車または2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により、軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4 《略》 （納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者または特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2もしくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項および第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項もしくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項または第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、または納入金を納入する場合には、当該税額または納入金額にその納期限（納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号および第5号において同じ。）の翌日から納付または納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間ならびに第5号および第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、または納入書によつて納入しなければならない。</p>	<p>第1条～第18条の2 《略》 （納税証明事項）</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車または2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により、種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4 《略》 （納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者または特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2もしくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項および第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項もしくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項または第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、または納入金を納入する場合には、当該税額または納入金額にその納期限（納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号および第5号において同じ。）の翌日から納付または納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号）に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間ならびに第5号および第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、または納入書によつて納入しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) <略></p> <p>(2) 第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) <略></p> <p>第20条～第32条 <略> （所得割の課税標準）</p> <p>第33条 <略></p> <p>2 <略></p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項および第34条の10において「特定配当等」という。）<u>（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 <略></p> <p>第34条～第79条 <略> （軽自動車税の納税義務者等）</p> <p>第80条 軽自動車税は、<u>軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p> <p><u>2</u> 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>軽自動車税</u>を課することができない者である場合には、<u>前項</u>の規定にかかわらず、<u>当該軽自動車等の使用者に軽自動車税</u>を課する。ただし、公用または公共の用に供する軽自動車等については、<u>この限りでない。</u></p> <p>第80条の2～第80条の3 <略> （軽自動車税のみならず課税）</p> <p>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保してい</p>	<p>(1) <略></p> <p>(2) <u>第81条の6第1項の申告書</u>、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第81条の6第1項の申告書</u>、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) <略></p> <p>第20条～第32条 <略> （所得割の課税標準）</p> <p>第33条 <略></p> <p>2 <略></p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>以下この項および次項ならびに</u>第34条の10において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 <略></p> <p>第34条～第79条 <略> （軽自動車税の納税義務者等）</p> <p>第80条 軽自動車税は、<u>三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。</u></p> <p><u>2</u> 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、<u>法第443条第2項に規定する者</u>を含まないものとする。</p> <p><u>3</u> 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>種別割</u>を課することができない者である場合には、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、<u>その使用者</u>に課する。ただし、公用または公共の用に供する軽自動車等については、<u>これを課さない。</u></p> <p>第80条の2～第80条の3 <略> （軽自動車税のみならず課税）</p> <p>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保してい</p>

改正後	改正前
<p>る場合には、<u>買主</u>を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>第81条の2 《略》</p>	<p>る場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を<u>三輪以上の軽自動車の取得者</u>または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p><u>3</u> 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車またはその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p><u>4</u> 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>第81条の2 《略》 （環境性能割の課税標準）</p> <p><u>第81条の3</u> 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。 （環境性能割の税率）</p> <p><u>第81条の4</u> 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項（同条第4項または第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 10分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項（同条第4項または第5項において準用する場合を含む。）</p>

改正後	改正前
<p>(軽自動車税の税率) 第82条 次の掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2 (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3 (環境性能割の徴収の方法) <u>第81条の5</u> 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。 (環境性能割の申告納付) <u>第81条の6</u> 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。 2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。 (環境性能割に係る不申告等に関する過料) <u>第81条の7</u> 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、または報告すべき事項について正当な事由がなく申告または報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から10日以内とする。 (環境性能割の減免) <u>第81条の8</u> 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車または第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。 (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(3) 《略》 (軽自動車税の賦課期日および納期) 第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。 2 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。 3 《略》 第84条 《略》 (軽自動車税の徴収の方法) 第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。 第86条 《略》 (軽自動車税に関する申告または報告) 第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者または使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書ならびにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書ならびに原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書ならびに原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(1)～(3) 《略》 (種別割の賦課期日および納期) 第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。 2 種別割の納期は、5月11日から同月31日までとする。 3 《略》 第84条 《略》 (種別割の徴収の方法) 第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。 第86条 《略》 (種別割に関する申告または報告) 第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者または使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書ならびにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書ならびに原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書ならびに原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>4 <<略>> (軽自動車税)に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 <<略>> (軽自動車税)の減免)</p> <p>第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。</p> <p>2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次に掲げる事項を記載した申告書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) <<略>></p> <p>3 第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては軽自動車税を減免する。</p> <p>(1)～(2) <<略>></p> <p>2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者もしくは身体障害者等と生計を一にする者も</p>	<p>4 <<略>> (種別割)に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 <<略>> (種別割)の減免)</p> <p>第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次の各号に掲げる事項を記載した申告書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) <<略>></p> <p>3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては種別割を減免する。</p> <p>(1)～(2) <<略>></p> <p>2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者もしくは身体障害者等と生計を一にする者もしくは</p>

改正後	改正前
<p>しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）またはこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 《略》</p> <p>3 《略》</p> <p>4 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。</p> <p>（原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付等）</p> <p>第91条 《略》</p> <p>2 法第445条もしくは第81条の2または第80条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車または小型特殊自動車が法第445条もしくは第81条の2または第80条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者についても、また、同様とする。</p>	<p>身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）またはこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 《略》</p> <p>3 《略》</p> <p>4 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。</p> <p>（原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付等）</p> <p>第91条 《略》</p> <p>2 法第445条もしくは第81条の2または第80条第3項ただし書の規定によつて種別割を課することのできない原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車または小型特殊自動車が法第445条もしくは第81条の2または第80条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者についても、また、同様とする。</p>

改正後	改正前
<p>3～6 《略》</p> <p>7 第2項の標識および第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車または小型特殊自動車を所有し、もしくは使用しないこととなつたときまたは当該原動機付自転車または小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識および証明書を返納しなければならない。</p> <p>8～9 《略》</p> <p>第92条～第155条 《略》</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第4条の2 《略》</p>	<p>3～6 《略》</p> <p>7 第2項の標識および第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車または小型特殊自動車を所有し、もしくは使用しないこととなつたときまたは当該原動機付自転車または小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識および証明書を返納しなければならない。</p> <p>8～9 《略》</p> <p>第92条～第155条 《略》</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第4条の2 《略》</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p><u>第4条の3</u> 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の9および第34条の10第1項の規定の適用については、第34条の9中「前条」とあるのは「前条ならびに付則第4条の3第1項」と、同項中「前2条」とあるのは「前2条ならびに付則第4条の3第1項」とする。</p> <p>3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨および市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</u></p> <p>第4条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の9および第34条の10第1項の規定の適用については、第34条の9中「前条」とあるのは「前条ならびに付則第4条の3第1項」と、第34条の10第1項中「前2条」とあるのは「前2条ならびに付則第4条の3第1項」とする。</p> <p>第4条の4～第4条の8 《略》 （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第5条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めると</p>	<p>提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</p> <p>第4条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の9および第34条の10第1項の規定の適用については、第34条の9中「前条」とあるのは「前条ならびに付則第4条の3の2第1項」と、第34条の10第1項中「前2条」とあるのは「前2条ならびに付則第4条の3の2第1項」とする。</p> <p>第4条の4～第4条の8 《略》 （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第5条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めると</p>

改正後	改正前
<p>きを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6、第34条の8、第34条の9、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項および付則第4条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 <略> 第6条～第7条 <略> (固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の2 <略> 2 <略></p> <p>3 固定資産税に係る法附則<u>第15条第13項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。</p> <p>4 固定資産税に係る法附則<u>第15条第20項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 固定資産税に係る法附則<u>第15条第21項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 固定資産税に係る法附則<u>第15条第21項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 固定資産税に係る法附則<u>第15条第21項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 固定資産税に係る法附則<u>第15条第22項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 固定資産税に係る法附則<u>第15条第22項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 固定資産税に係る法附則<u>第15条第24項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、</p>	<p>きを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6、第34条の8、第34条の9、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項、<u>付則第4条の3の2第1項</u>および付則第4条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 <略> 第6条～第7条 <略> (固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の2 <略> 2 <略></p> <p>3 固定資産税に係る法附則<u>第15条第14項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。</p> <p>4 固定資産税に係る法附則<u>第15条第21項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 固定資産税に係る法附則<u>第15条第22項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 固定資産税に係る法附則<u>第15条第22項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 固定資産税に係る法附則<u>第15条第22項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 固定資産税に係る法附則<u>第15条第23項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 固定資産税に係る法附則<u>第15条第23項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 固定資産税に係る法附則<u>第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、</p>

改正後	改正前
<p><u>2分の1</u>とする。</p> <p>1 1 固定資産税に係る法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>1 2 固定資産税に係る法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>1 3 固定資産税に係る法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>1 4 固定資産税に係る法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>5分の3</u>とする。</p> <p>1 5 固定資産税に係る法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>1 6 固定資産税に係る法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>1 7 固定資産税に係る法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p><u>18</u> 固定資産税に係る法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p><u>19</u> 固定資産税に係る法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>	<p><u>3分の2</u>とする。</p> <p>1 1 固定資産税に係る法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>1 2 固定資産税に係る法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>1 3 固定資産税に係る法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>1 4 固定資産税に係る法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>7分の6</u>とする。</p> <p>1 5 固定資産税に係る法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>1 6 固定資産税に係る法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>1 7 固定資産税に係る法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p><u>18</u> 固定資産税に係る法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p><u>19</u> 固定資産税に係る法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p><u>20</u> 固定資産税に係る法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p><u>21</u> 固定資産税に係る法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p><u>22</u> 固定資産税に係る法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>

改正後	改正前
<p>20 固定資産税に係る法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>23 固定資産税に係る法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>21 固定資産税に係る法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>24 固定資産税に係る法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>22 固定資産税に係る法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>25 固定資産税に係る法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>
<p>23 固定資産税に係る法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>26 固定資産税に係る法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p>24～25 《略》</p>	<p>27～28 《略》</p>
<p>26 固定資産税に係る法附則第15条の1第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第7条の3 《略》 2～6 《略》 7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 《略》 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類および当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 《略》 9 《略》 (1)～(3) 《略》 (4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名および当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 《略》</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第7条の3 《略》 2～6 《略》 7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 《略》 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類および当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 《略》 9 《略》 (1)～(3) 《略》 (4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名および当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 《略》</p>

改正後	改正前
(6) 居住安全改修工事に要した費用ならびに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費	(6) 居住安全改修工事に要した費用ならびに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費
(7) 《略》	(7) 《略》
10 《略》	10 《略》
(1)～(4) 《略》	(1)～(4) 《略》
(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および令附則第12条第32項に規定する補助金等	(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および令附則第12条第31項に規定する補助金等
(6) 《略》	(6) 《略》
11 《略》	11 《略》
12 《略》	12 《略》
(1)～(4) 《略》	(1)～(4) 《略》
(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および令附則第12条第32項に規定する補助金等	(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および令附則第12条第31項に規定する補助金等
(6) 《略》	(6) 《略》
13～14 《略》	13～14 《略》
15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(6) 《略》	(1)～(6) 《略》
16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写しおよび高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）または同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に	16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出し

改正後	改正前
<p><u>規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する</u>旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 《略》</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）</u>のいずれに該当するかの別</p> <p>(4)～(6) 《略》</p> <p>第8条～第12条 《略》</p>	<p>なければならない。</p> <p>(1)～(2) 《略》</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第5条第3号に規定する劇場もしくは演芸場または同条第4号に規定する集会場もしくは公会堂の</u>いずれに該当するかの別</p> <p>(4)～(6) 《略》</p> <p>第8条～第12条 《略》</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税の範囲の特例）</p> <p><u>第12条の2</u> 市長は、当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割の納税義務を免除する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p><u>第12条の2の2</u> 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項または第3項において準用する場合を含む。）または法第451条第1項もしくは第2項（これらの規定を同条第4項または第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第12条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納</p>

改正後	改正前
	<p>期限（納期限の延長があつた時は、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</p> <p>第12条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</p> <p>第12条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）</p> <p>第12条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p>第12条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ</p>

改正後	改正前																					
<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第13条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項および第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="231 1037 780 1077"> <tr> <td>《略》</td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="231 1458 780 1498"> <tr> <td>《略》</td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> </tr> </table> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車(以下この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号イ(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ(3)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>	《略》	《略》	《略》	《略》	《略》	《略》	<p>それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="853 237 1406 389"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第13条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="853 1037 1406 1077"> <tr> <td>《略》</td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="853 1458 1406 1498"> <tr> <td>《略》</td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> </tr> </table> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ</p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	《略》	《略》	《略》	《略》	《略》	《略》
《略》	《略》	《略》																				
《略》	《略》	《略》																				
第1号	100分の1	100分の0.5																				
第2号	100分の2	100分の1																				
第3号	100分の3	100分の2																				
《略》	《略》	《略》																				
《略》	《略》	《略》																				

改正後	改正前
<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第13条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項または第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条および第88条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>(3)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ(2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号イ(3)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第13条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条および第88条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とす</p>

改正後	改正前
<p>第13条の2の2 《略》 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第13条の3 《略》</p> <p>2 《略》</p> <p>3 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項および付則第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項および付則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 《略》 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第13条の4 《略》</p> <p>2 《略》</p> <p>3 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項および付則第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第13条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項および付則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第13条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所</p>	<p>る。</p> <p>第13条の2の2 《略》 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第13条の3 《略》</p> <p>2 《略》</p> <p>3 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項および付則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項および付則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 《略》 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第13条の4 《略》</p> <p>2 《略》</p> <p>3 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項および付則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第13条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項および付則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第13条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、</p>

改正後	改正前
<p>得割の額および付則第13条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 《略》</p> <p>4 《略》</p> <p>第14条 《略》</p> <p>(都市計画税に係る法附則第15条第13項の条例で定める割合)</p> <p>第14条の2 都市計画税に係る法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。</p> <p>(都市計画税に係る法附則第15条第31項の条例で定める割合)</p> <p>第14条の3 都市計画税に係る法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(都市計画税に係る法附則第15条第35項の条例で定める割合)</p> <p>第14条の4 都市計画税に係る法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(都市計画税に係る法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p> <p>第14条の5 都市計画税に係る法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(都市計画税に係る法附則第15条第40項の条例で定める割合)</p> <p>第14条の6 都市計画税に係る法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(都市計画税に係る法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)</p> <p>第14条の7 都市計画税に係る法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第15条 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し</p>	<p>第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第13条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 《略》</p> <p>4 《略》</p> <p>第14条 《略》</p> <p>(都市計画税に係る法附則第15条第14項の条例で定める割合)</p> <p>第14条の2 都市計画税に係る法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。</p> <p>(都市計画税に係る法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p>第14条の3 都市計画税に係る法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(都市計画税に係る法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p> <p>第14条の4 都市計画税に係る法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(都市計画税に係る法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p>第14条の5 都市計画税に係る法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(都市計画税に係る法附則第15条第41項の条例で定める割合)</p> <p>第14条の6 都市計画税に係る法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第15条 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第</p>

改正後	改正前
<p><u>および高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）または同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(2) 《略》</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの特例</p> <p>(4)～(6) 《略》</p> <p>第15条の2～第17条の2 《略》 （読替規定）</p> <p>第18条 法附則第15条第1項、<u>第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項もしくは第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3または第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「または第33項」とあるのは「もしくは第33項または附則第15条から第15条の3までもしくは第63条」とする。</p> <p>第19条～第20条の2 《略》 （長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第21条 《略》</p> <p>2 《略》</p> <p>3 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項および付則第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条</p>	<p><u>2項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(2) 《略》</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条<u>第3号に規定する劇場もしくは演芸場または同条第4号に規定する集会場もしくは公会堂</u>のいずれに該当するかの特例</p> <p>(4)～(6) 《略》</p> <p>第15条の2～第17条の2 《略》 （読替規定）</p> <p>第18条 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項もしくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3または第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「または第33項」とあるのは「もしくは第33項または附則第15条から第15条の3までもしくは第63条」とする。</p> <p>第19条～第20条の2 《略》 （長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第21条 《略》</p> <p>2 《略》</p> <p>3 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項<u>および付則第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前</p>

改正後	改正前
<p>の10第1項、付則第4条第1項および付則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 《略》</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第21条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)～(2) 《略》</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の</p>	<p>段、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項、<u>付則第4条の3第1項および付則第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 《略》</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第21条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)～(2) 《略》</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の</p>

改正後	改正前
<p>2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 《略》</p> <p>第21条の3 《略》 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第22条 《略》</p> <p>2～4 《略》</p> <p>5 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項および付則第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項および付則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 《略》 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第23条 《略》</p> <p>2 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項および付則第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項および付則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中</p>	<p>2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 《略》</p> <p>第21条の3 《略》 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第22条 《略》</p> <p>2～4 《略》</p> <p>5 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項および付則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項および付則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 《略》 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第23条 《略》</p> <p>2 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項および付則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項および付則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第23条第1項の規定に</p>

改正後	改正前
<p>「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 《略》</p> <p>第23条の2 《略》</p> <p>(先物取引に係る雑所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第24条 《略》</p> <p>2 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項および付則第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項および付則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 《略》</p> <p>(特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第24条の2 《略》</p> <p>2 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項および第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項および第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならび</p>	<p>よる市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 《略》</p> <p>第23条の2 《略》</p> <p>(先物取引に係る雑所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第24条 《略》</p> <p>2 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項および付則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項および付則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 《略》</p> <p>(特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第24条の2 《略》</p> <p>2 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項、第4条の3第1項および第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項、第4条の3第1項および第4条の3の2第1項</p>

改正後	改正前
<p>に付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 《略》</p> <p>3～4 《略》</p> <p>5 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項および第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項および第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第24条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 《略》</p> <p>(条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第24条の3 《略》</p> <p>2 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項および第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項および第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第24条の3第1項の規定による</p>	<p>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 《略》</p> <p>3～4 《略》</p> <p>5 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項、第4条の3第1項および第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項、第4条の3第1項および第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第24条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 《略》</p> <p>(条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第24条の3 《略》</p> <p>2 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項、第4条の3第1項および第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項、第4条の3第1項および第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の</p>

改正後	改正前
<p>市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 《略》</p> <p>3～4 《略》</p> <p>5 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項および第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項および第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 《略》</p> <p>6 《略》</p> <p>第25条～第29条 《略》</p>	<p>額ならびに付則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 《略》</p> <p>3～4 《略》</p> <p>5 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項、第4条の3第1項および第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項、第4条の3第1項および第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 《略》</p> <p>6 《略》</p> <p>第25条～第29条 《略》</p>
備考 表中の《 》の記載は注記である。	

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の草津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律

第226号、次項において「旧法」という。) 附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(草津市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 草津市税条例等の一部を改正する条例(平成26年草津市条例第18号)の一部を次のように改正する。

(下線部分および太字部分は改正部分)

改正後	改正前						
<<略>> 付 則 第1条～第5条 <<略>> 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る草津市税条例第82条および付則第13条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;"><<略>></td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><<略>></td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><<略>></td> </tr> </table>	<<略>>	<<略>>	<<略>>	<<略>> 付 則 第1条～第5条 <<略>> 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の 種別割 に係る草津市税条例第82条および付則第13条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;"><<略>></td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><<略>></td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><<略>></td> </tr> </table>	<<略>>	<<略>>	<<略>>
<<略>>	<<略>>	<<略>>					
<<略>>	<<略>>	<<略>>					
備考 表中の<< >>の記載は注記である。							

議第40号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年6月8日

草津市長 橋 川 涉

専決処分の承認を求めることについて

本市は、草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について緊急に執行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専第3号で専決処分したから、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求める。

専第 3 号

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を早急に制定する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

草津市長 橋 川 涉

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

草津市国民健康保険税条例（昭和30年草津市条例第26号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分および太字部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1条 《略》 （課税額）</p> <p>第2条 《略》</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、病床転換支援金等の納付に要する費用</u>、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）<u>および子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)～(3) 《略》</p> <p>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき</p>	<p>第1条 《略》 （課税額）</p> <p>第2条 《略》</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>および病床転換支援金等の納付に要する費用ならびに</u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)～(3) 《略》</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき</p>

改正後	改正前
<p>算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。</p> <p>3～4 《略》</p> <p><u>5</u> 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.9を乗じて算定する。</p> <p>2 《略》</p> <p>第4条 《略》</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条 《略》</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者のいない場</p>	<p>算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3～4 《略》</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.9を乗じて算定する。</p> <p>2 《略》</p> <p>第4条 《略》</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条 《略》</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者のいない場</p>

改正後	改正前
<p>合に限る。)をいう。以下同じ。)および特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。<u>以下同じ。</u>)をいう。)以外の世帯 1世帯について 19,000円</p> <p>(2)～(3) 《略》</p> <p>第5条の2～第5条の7 《略》</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</p> <p>第5条の8 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.25を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条の9 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,221円とする。</p> <p>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</p> <p>第5条の10 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について54円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の11 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 754円</p> <p>(2) 特定世帯 1世帯について 377円</p> <p>(3) 特定継続世帯 1世帯について 565円</p> <p>第6条～第16条 《略》</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合は、<u>67万円</u>)、同条第</p>	<p>合に限る。)をいう。以下同じ。)および特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。)以外の世帯 1世帯について 19,000円</p> <p>(2)～(3) 《略》</p> <p>第5条の2～第5条の7 《略》</p> <p>第6条～第16条 《略》</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合は、<u>66万円</u>)、同条第</p>

改正後	改正前
<p>3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合は、26万円）<u>、同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合は、17万円）ならびに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合は、3万円）</u>の合算額とする。</p> <p>(1) 《略》 ア～カ 《略》</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 855円</p> <p>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 38円</p> <p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 528円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 264円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 396円</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>	<p>3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合は、26万円）ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合は、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 《略》 ア～カ 《略》</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>

改正後	改正前
<p>ア～カ 《略》</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 611円</p> <p>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 27円</p> <p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 377円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 189円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 283円</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 《略》</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 245円</p> <p>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 11円</p> <p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別</p>	<p>ア～カ 《略》</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 《略》</p>

改正後	改正前
<p>平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 151円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 76円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 113円</p> <p>2 <<略>></p> <p>(1)～(2) <<略>></p> <p><u>(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 183円</p> <p>イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 305円</p> <p>ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 488円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 611円</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>ならびに被保険者均等割額および18歳以上被保険者均等割額</u>（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額<u>および18歳以上被保険者均等割額</u>）は、当該所得割額<u>ならびに被保険者均等割額および18歳以上被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則<u>第24条の30の6</u>に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予</p>	<p>2 <<略>></p> <p>(1)～(2) <<略>></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>および被保険者均等割額</u>（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額<u>および被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則<u>第24条の30の5</u>に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予</p>

改正後	改正前
<p>定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(6) 《略》</p> <p><u>(7)</u> 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の8の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p><u>(8)</u> 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の9の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p><u>(9)</u> 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の10の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p><u>4</u> 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</p> <p>第17条の2～第22条 《略》 付 則</p>	<p>定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(6) 《略》</p> <p>第17条の2～第22条 《略》 付 則</p>

改正後	改正前
<p>1～3 《略》 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5、第5条の8および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5、第5条の8および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額(」とあるのは「および山林所得金額ならびに控除後の長期譲渡所得の</p>	<p>1～3 《略》 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額(」とあるのは「および山林所得金額ならびに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額</p>

改正後	改正前
<p>金額の合計額（）と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>（）と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>
<p>6 《略》 （一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>6 《略》 （一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>
<p>7 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5、第5条の8および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>7 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>
<p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>
<p>8 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5、第5条の8および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の</p>	<p>8 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の2の2第5項に規</p>

改正後	改正前
<p>2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5、第5条の8および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得または雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5、第5条の8および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に</p>	<p>定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得または雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に</p>

改正後	改正前
<p>係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等または同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5、第5条の8および第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条および第17条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用利子等の額」と、第17条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額」とする。 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 2 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等または同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5、第5条の8および第17条第1項の規定の適用につい</p>	<p>等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等または同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5および第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条および第17条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用利子等の額」と、第17条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額」とする。 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 2 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等または同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5および第17条第1項の規定の適用については、第3条</p>

改正後	改正前
<p>ては、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条および第17条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用配当等の額」と、第17条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5、第5条の8および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条</p>	<p>第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条および第17条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用配当等の額」と、第17条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等</p>

改正後	改正前
<p>約適用利子等の額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5、第5条の8および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>の額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>
備考 表中の《 》の記載は注記である。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の草津市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例

による。

議第42号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年6月8日

草津市長 橋 川 涉

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(草津市監査委員条例の一部改正)

第1条 草津市監査委員条例(昭和39年草津市条例第11号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分および太字部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第6条 <略> (請求または要求に基づく監査) 第7条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項および第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、 第243条の2の9第3項 ならびに地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公営企業法」という。)第27条の2第1項および第34条の規定による監査は請求または要求があった日から10日以内に着手しなければならない。 第8条～第16条 <略>	第1条～第6条 <略> (請求または要求に基づく監査) 第7条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項および第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、 第243条の2の8第3項 ならびに地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公営企業法」という。)第27条の2第1項および第34条の規定による監査は請求または要求があった日から10日以内に着手しなければならない。 第8条～第16条 <略>
備考 表中の<>の記載は注記である。	

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第2条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年草津市条例第6号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分および太字部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 <略> (職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の8 (地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かつて免除する。	第1条～第2条 <略> (職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の7 (地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かつて免除する。
備考 表中の<>の記載は注記である。	

(草津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 草津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年草津市条例第4号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分および太字部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の8第1項の規定に基づき、市長もしくは市の委員会の委員もしくは委員または市の職員(同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1)～(4) 《略》</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長もしくは市の委員会の委員もしくは委員または市の職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1)～(4) 《略》</p>
<p>備考 表中の《 》の記載は注記である。</p>	

(草津市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 草津市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例(昭和43年草津市条例第19号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分および太字部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1条～第4条 《略》</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の9第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100千円以上である場合とする。</p> <p>第6条～第8条 《略》</p>	<p>第1条～第4条 《略》</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の8第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100千円以上である場合とする。</p> <p>第6条～第8条 《略》</p>
<p>備考 表中の《 》の記載は注記である。</p>	

付 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議第43号

草津市立地域まちづくりセンター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年6月8日

草津市長 橋 川 涉

草津市立地域まちづくりセンター条例の一部を改正する条例

草津市立地域まちづくりセンター条例（平成28年草津市条例第26号）の一部を次の表のよう
に改正する。

（下線部分および太字部分は改正部分）

改正後		改正前	
第1条～第14条 《略》 別表第1（第2条関係）		第1条～第14条 《略》 別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
《略》	《略》	《略》	《略》
草津市立矢倉まちづくりセンター	<u>草津市矢倉二丁目1番6号</u>	草津市立矢倉まちづくりセンター	<u>草津市東矢倉二丁目13番6号</u>
《略》	《略》	《略》	《略》
草津市立山田まちづくりセンター	<u>草津市北山田町70番地7</u>	草津市立山田まちづくりセンター	<u>草津市南山田町678番地</u>
《略》	《略》	《略》	《略》
別表第2 《略》		別表第2 《略》	
備考 表中の《 》の記載は注記である。			

付 則

この条例は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 草津市立矢倉まちづくりセンターに係る改正規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) 草津市立山田まちづくりセンターに係る改正規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

議第44号

草津市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年6月8日

草津市長 橋 川 涉

草津市税条例の一部を改正する条例

草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分および太字部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1条～第34条の7 《略》 （寄附金税額控除）</p> <p>第34条の8 《略》</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項または第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第34条の9～第36条 《略》 （市民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額もしくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号ならびに第36条の3の3第1項および第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費</p>	<p>第1条～第34条の7 《略》 （寄附金税額控除）</p> <p>第34条の8 《略》</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第34条の9～第36条 《略》 （市民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額もしくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号および第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第3</p>

改正後	改正前
<p>控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第34条の8第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人および同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）および第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）および第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～10 《略》</p> <p>第36条の3 《略》 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものおよび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。<u>次条第1項第2号において同じ。</u>）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名</p> <p>(3)～(4) 《略》</p> <p>2～4 《略》</p> <p>5 給与所得者は、第1項および第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。<u>次条第5項</u>および第53条の</p>	<p>13条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第34条の8第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人および同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）および第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）および第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～10 《略》</p> <p>第36条の3 《略》 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものおよび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。<u>次条第1項において同じ。</u>）の氏名</p> <p>(3)～(4) 《略》</p> <p>2～4 《略》</p> <p>5 給与所得者は、第1項および第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。<u>次条第4項</u>および第53条の</p>

改正後	改正前
<p>9第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>6 《略》 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p><u>第36条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p> <p>(2) <u>法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号および次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)または扶養親族(年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)もしくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</u></p> <p>(3) <u>法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第4</u></p>	<p>9第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>6 《略》 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p><u>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)</u>または扶養親族(年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)もしくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(3) <u>扶養親族または特定親族の氏名</u></p> <p>(4) <u>その他施行規則で定める事項</u></p>

改正後	改正前
<p><u>8条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦もしくはひとり親に該当する者または特定配偶者もしくは扶養親族（年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族に限る。）もしくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u></p> <p><u>2</u> 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者またはその他の障害者に該当する場合にはその旨およびその該当する事実ならびに寡婦またはひとり親に該当する場合にはその旨</p> <p>(3) 特定配偶者の氏名</p> <p>(4) 扶養親族または特定親族の氏名</p> <p>(5) その他施行規則で定める事項</p> <p><u>3</u> <u>第1項</u>または法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した<u>第1項</u>または<u>同条第1項</u>の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>第1項</u>または法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>第1項</u>または<u>同条第1項</u>の規定による申告書を提出することができる。</p> <p><u>4</u> <略></p> <p><u>5</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令<u>第48条の9の8</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p><u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第</u></p>	<p>改正前</p> <p><u>2</u> <u>前項</u>または法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した<u>前項</u>または<u>法第317条の3の3第1項</u>の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>前項</u>または法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>前項</u>または<u>法第317条の3の3第1項</u>の規定による申告書を提出することができる。</p> <p><u>3</u> <略></p> <p><u>4</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令<u>第48条の9の7の3</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p><u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第</u></p>

改正後	改正前
<p>4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>第36条の4～第62条 《略》 （固定資産税の免税点）</p> <p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋および償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となすべき額が土地または家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>第63条の2～第155条 《略》 付 則</p> <p>第1条～第2条の6 《略》 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第3条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第4条～第4条の2 《略》 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第4条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第</p>	<p>3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>第36条の4～第62条 《略》 （固定資産税の免税点）</p> <p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋および償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となすべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>第63条の2～第155条 《略》 付 則</p> <p>第1条～第2条の6 《略》 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第3条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第4条～第4条の2 《略》 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第4条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34</p>

改正後	改正前
<p>34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 《略》 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第4条の4 第34条の8の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合または第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第13条の3第1項、付則第13条の4第1項、付則第21条第1項、付則第22条第1項、付則第23条第1項、付則第23条の2第1項、付則第23条の3第1項または付則第24条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の8第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項または第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第4条の5～第6条 《略》</p> <p>第6条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項または第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第34条の8第1項および第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>第7条～第21条 《略》 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第21条の2 《略》</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法</p>	<p>条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 《略》 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第4条の4 第34条の8の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合または第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第13条の3第1項、付則第13条の4第1項、付則第21条第1項、付則第22条第1項、付則第23条第1項、付則第23条の2第1項または付則第24条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の8第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第4条の5～第6条 《略》</p> <p>第6条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の8第1項および第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>第7条～第21条 《略》 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第21条の2 《略》</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法</p>

改正後	改正前
<p>附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 <<略>></p> <p>4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域または特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項または第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡または確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第21条の3～第23条の2 <<略>> (特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第23条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得および雑所得については、第33条第1項および第2項ならびに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とい</p>	<p>附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 <<略>></p> <p>第21条の3～第23条の2 <<略>></p>

改正後	改正前
<p>う。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第23条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項および付則第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項および付則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第23条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額もしくは付則第23条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 付則第2条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第23条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第23条の3第1項の</p>	

改正後	改正前
規定による市民税の所得割の額」とする。 第24条～第29条 《略》	第24条～第29条 《略》
備考 表中の《 》の記載は注記である。	

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる規定に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2および第36条の3の3の改正規定ならびに付則第3条の改正規定および付則第4条の3第1項の改正規定ならびに次条第1項および第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定および付則第3条の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の8第2項の改正規定ならびに付則第4条の4の改正規定（「第5条の6第2項」を「第5条の6第3項または第4項」に改める部分に限る。）、付則第6条の2の改正規定および付則第21条の2の改正規定ならびに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 付則第4条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）および付則第23条の2の次に1条を加える改正規定ならびに次条第3項および第5項の規定 金融商品取引法および資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の草津市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項および第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の草津市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による新条例付則第4条の3第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16

項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)もしくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅および同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)もしくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等または当該特例増改築等に係る部分に限る。)または同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)もしくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)もしくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)または同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による新条例付則第4条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項および第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例付則第21条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第21条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例付則第23条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令

和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議第45号

草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年6月8日

草津市長 橋 川 涉

草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和3年草津市条例第21号）

の一部を次の表のように改正する。

（下線部分、太字部分および破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前																
<p>第1条 《略》 （用語の定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の例による。</p> <p>第3条～第14条 《略》</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">《略》</td> <td style="text-align: center;">《略》</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">烏丸半島中央部地区整備計画区域</td> <td style="border: 1px dashed black;">都市計画法第20条第1項の規定により告示された大津湖南都市計画烏丸半島中央部地区計画において地区整備計画が定められている区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第4条—第9条関係）</p> <p>1～2 《略》</p> <p>3 烏丸半島中央部地区整備計画区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">制限の項目</th> <th style="text-align: center;">制限の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">建築物の用途の制限</td> <td style="border: 1px dashed black;">次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 法別表第2（い）項第7号に掲げる建築物 (2) 法別表第2（は）項第6号に掲げる建築物 (3) 法別表第2（に）項第3号および第4号に掲げる建築物 (4) 法別表第2（へ）項第2号に掲げる建築物以外の原動機を使用する工場、第3号に掲げる建築物のうち観覧場または第5号に掲げる建築物以外の倉庫 (5) 法別表第2（と）項第4号に掲げる建築物（令第130条の9における</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	《略》	《略》	烏丸半島中央部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大津湖南都市計画烏丸半島中央部地区計画において地区整備計画が定められている区域	制限の項目	制限の内容	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 法別表第2（い）項第7号に掲げる建築物 (2) 法別表第2（は）項第6号に掲げる建築物 (3) 法別表第2（に）項第3号および第4号に掲げる建築物 (4) 法別表第2（へ）項第2号に掲げる建築物以外の原動機を使用する工場、第3号に掲げる建築物のうち観覧場または第5号に掲げる建築物以外の倉庫 (5) 法別表第2（と）項第4号に掲げる建築物（令第130条の9における	<p>第1条 《略》 （用語の定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。</p> <p>第3条～第14条 《略》</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">《略》</td> <td style="text-align: center;">《略》</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;"></td> <td style="border: 1px dashed black;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第4条—第9条関係）</p> <p>1～2 《略》</p>	名称	区域	《略》	《略》		
名称	区域																
《略》	《略》																
烏丸半島中央部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大津湖南都市計画烏丸半島中央部地区計画において地区整備計画が定められている区域																
制限の項目	制限の内容																
建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 法別表第2（い）項第7号に掲げる建築物 (2) 法別表第2（は）項第6号に掲げる建築物 (3) 法別表第2（に）項第3号および第4号に掲げる建築物 (4) 法別表第2（へ）項第2号に掲げる建築物以外の原動機を使用する工場、第3号に掲げる建築物のうち観覧場または第5号に掲げる建築物以外の倉庫 (5) 法別表第2（と）項第4号に掲げる建築物（令第130条の9における																
名称	区域																
《略》	《略》																

改正後		改正前
	商業地域の数値を超えない範囲に限る。) (6) 令第130条の5の3に掲げる建築物 (7) 前各号の建築物に附属する建築物	
建築物の容積率の最高限度	10分の20	
建築物の建蔽率の最高限度	10分の4	
建築物の敷地面積の最低限度	10,000平方メートル	
壁面の位置の制限	建築物の外壁またははこれに代わる柱の面から道路境界線または隣地境界線までの距離は、2メートル以上とする。	
建築物の高さの最高限度	13メートル	
備考 表中の《 》の記載は注記である。		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第46号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年6月8日

草津市長 橋川 渉

契約の締結につき議決を求めることについて

草津合同ビル他解体工事請負契約を次のように締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年草津市条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

契約の目的	草津合同ビル他解体工事
契約の方法	条件付一般競争入札
契約の金額	244,205,720円
契約の相手方	草津市上笠三丁目25番24-2号 ゆうあい建設株式会社 代表取締役 中瀬 誠

(参考)

工事場所	草津市大路二丁目
工事期間	契約締結日から令和9年6月14日まで
工事の概要	旧草津合同ビルおよび旧草津市立第六保育所の解体工事